



# 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年  
No.12  
事例1

調剤

## 一包化調剤の間違い



### 事例

#### 【事例の詳細】

薬剤師は、患者Xにグリメピリド錠1mg「トーワ」を含む4種類の薬剤30日分を一包化調剤し、交付した。その後、別の薬剤師が患者Yの薬剤を一包化調剤した際、患者Yには処方されていないグリメピリド錠1mg「トーワ」が1錠混入していることに気付いた。混入したグリメピリド錠1mg「トーワ」は、患者Yの前に一包化調剤を行った患者Xの薬剤である可能性があった。患者X宅を訪問して薬剤を回収し確認したところ、グリメピリド錠1mg「トーワ」が入っていない薬包を発見した。正しく分包した薬剤を患者Xに渡した。

#### 【背景・要因】

調製者と鑑査者は、分包された薬剤を1包ずつ確認したが、グリメピリド錠1mg「トーワ」が入っていない薬包があることに気付かなかった。薬局は混雑しており、調製者、鑑査者ともに焦っていた。以前にも、グリメピリド錠1mg「トーワ」が分包機内に残っていたことがあり、今回も、静電気などにより分包機の内部に残った可能性がある。

#### 【薬局から報告された改善策】

一包化調剤する際、調製者および鑑査者は見落としがないよう分包した薬剤を一包ずつ確認する。当薬局の分包機は、内部にグリメピリド錠1mg「トーワ」が残りやすいことを認識する。



### 事例の ポイント

- 一包化調剤の間違いは、本事例のように複数の患者に影響を与える可能性がある。正しい薬剤が過不足なく分包されているかを確認することは、間違いの連鎖を防ぐうえで重要である。
- 一包化調剤を行う際は、分包されるはずの薬剤が分包機内に残る可能性を常に考慮し、分包作業の前後に分包機の内部に薬剤が残っていないか確認することが重要である。特に分包機に残りやすい薬剤がある場合は、一覧表にまとめて薬局のスタッフに周知し、調製や鑑査の際により一層注意する必要がある。
- 機器の不具合による誤調剤が起きた際は、発生した状況を機器メーカーに報告し、必要な対応や予防対策を行うことが重要である。機器メーカーによるメンテナンスを受けることも検討する。
- 一包化調剤を行う際は、分包した薬剤の刻印や錠数を一包ずつ確認することが基本である。PTPシートなどの計数調剤に比べ確認作業が煩雑で時間がかかるため、薬剤の調製から交付までに時間がかかることを患者に伝え、調製者や鑑査者が分包した薬剤を確認する時間を十分確保することが望ましい。
- 分包機の構造や特徴、操作方法、分包した薬剤の確認手順、薬局の湿度管理などの環境整備、機器のメンテナンスなどについて手順書を作成し、随時見直しを加えながら周知・遵守することが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル  
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）  
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



# 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年  
No.12  
事例2

疑義照会・処方医への情報提供

## 副作用の発現



### 事例

#### 【事例の詳細】

患者は医療機関Aを受診して带状疱疹と診断され、バラシクロビルが処方された。薬局の薬剤師が患者のお薬手帳を確認したところ、医療機関Bからオルミエント錠4mgが処方され、服用していることがわかった。オルミエント錠の添付文書には、ヘルペスウイルスを含むウイルスの再活性化（带状疱疹等）が報告されていること、症状の発現が認められた場合には、患者に受診するよう説明し、本剤の投与を中断し速やかに適切な処置を行うことが記載されている。オルミエント錠4mgを処方した医療機関Bの医師に連絡し、患者に医療機関Aからバラシクロビルが処方されたことを伝えたと、バラシクロビルの服用が終わるまで、オルミエント錠4mgの服用を中止することになった。

#### 【推定される要因】

患者は、オルミエント錠の服用により、带状疱疹を発症する可能性があること、症状が認められた際は服用を中止することなどについて理解していなかった。オルミエント錠を処方した医師や調剤した薬剤師から説明を受けていなかった可能性がある。

#### 【薬局での取り組み】

带状疱疹の治療薬が処方された際は、併用薬を確認し、患者が治療を受けている全ての疾患・病態について確認する。



### その他の情報

#### オルミエント錠4mg/2mg/1mgの添付文書 2024年8月改訂（第10版）（一部抜粋）

##### 8.重要な基本的注意（効能共通）

8.4 ヘルペスウイルスを含むウイルスの再活性化（带状疱疹等）が報告されている。また、日本人関節リウマチ患者で認められた重篤な感染症のうち多くが重篤な带状疱疹であったこと、播種性带状疱疹も認められていることから、ヘルペスウイルス等の再活性化の徴候や症状の発現に注意すること。徴候や症状の発現が認められた場合には、患者に受診するよう説明し、本剤の投与を中断し速やかに適切な処置を行うこと。また、ヘルペスウイルス以外のウイルスの再活性化にも注意すること。



### 事例のポイント

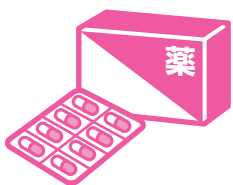
- 带状疱疹と診断されバラシクロビルが処方された患者のお薬手帳を確認した際、他の医療機関からオルミエント錠4mgが処方されていることを発見した薬剤師が、オルミエント錠によるヘルペスウイルスの再活性化の可能性を疑い、オルミエント錠4mgを処方している医師に情報提供を行った事例である。
- オルミエント錠は、免疫反応に関与するヤヌスキナーゼ（JAK）を阻害するため、感染症に対する宿主免疫能に影響を及ぼす可能性がある。オルミエント錠の医薬品リスク管理計画書（RMP）の患者向け資料<sup>※</sup>には、「服用中に注意が必要な症状」として、咳、発熱、のどの痛み、寒気、痛みを伴う発疹（带状疱疹）などが挙げられている。  
※オルミエント錠の医薬品リスク管理計画書（RMP）の患者向け資料「オルミエントを服用されている方へ」（参照2024年11月20日）
- オルミエント錠のように服用により重篤な副作用が発現する可能性がある薬剤を交付する際は、製薬企業が作成している患者向け資料などを活用し、患者に副作用の症状などを具体的に説明したうえで、症状が現れた時は速やかに医師や薬剤師に相談するよう伝えておくことが重要である。さらに、交付後の患者フォローアップは、副作用の早期発見と早期対応を可能にし、重篤化の回避につながるため、積極的に取り組む必要がある。



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル  
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）  
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



# 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年  
No.12  
事例3

一般用医薬品等

## 不適切な使用の回避



### 事例

#### 【事例の詳細】

パーキンソン病の患者が、鼻閉の症状が出現したため、介護者に一般用医薬品の購入を依頼した。介護者は、鼻づまりに効果があると外箱に記載されているナシビンMスプレーを購入したが、使用に問題がないか気になり、パーキンソン病治療薬の調剤で利用している当薬局に相談した。薬剤師がナシビンMスプレーの添付文書を確認したところ、モノアミン酸化酵素阻害剤等を服用している人には使用しないでくださいと記載があった。患者はエフピー OD錠2.5を服用しているため、ナシビンMスプレーは使用しないよう介護者に説明し、購入した薬局に返品するよう伝えた。さらに、薬剤師が主治医に症状を伝えて往診を依頼した結果、ナゾネックス点鼻液50 $\mu$ g56噴霧用が処方された。

#### 【背景・要因】

患者にエフピー OD錠2.5を交付した薬剤師は、一般用医薬品を購入する前に薬剤師に相談するよう伝えていなかった。患者は、以前にも一般用医薬品の点鼻薬を使用したことがあり、問題なく使用できると考えていた。介護者は、外箱に記載された効能・効果だけを見て薬剤を購入した。

#### 【薬局から報告された改善策】

本事例の患者や介護者には、一般用医薬品を購入する前に主治医や薬剤師に相談するよう説明した。エフピー OD錠2.5は併用禁忌の薬剤が多いため、一般用医薬品を含め、併用に注意する必要がある薬剤をスタッフ間で共有した。



### その他の情報

#### ナシビンMスプレー（第2類医薬品）の添付文書 2015年4月改訂（一部抜粋）

##### 使用上の注意

##### ■してはいけないこと

（守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなります）

1. 次の人は使用しないでください

(2) モノアミン酸化酵素阻害剤等を服用している人。

※モノアミン酸化酵素阻害作用等を有する医薬品は以下のようなものがあり、いずれもパーキンソン病の治療に用いられます。また、ゾニサミドはてんかんの治療にも用いられます。

●セレギリン塩酸塩 ●ゾニサミド ●エンタカポン



### 事例のポイント

- 第2類医薬品を販売する際、薬剤師または登録販売者により情報提供を行うことは努力義務とされているが、購入者は薬剤師や登録販売者に相談せずに第2類医薬品を購入することがある。
- 第2類医薬品であるナシビンMスプレーの添付文書には、「モノアミン酸化酵素阻害剤等を服用している人」は使用してはいけないことが記載されており、モノアミン酸化酵素阻害作用等を有する薬剤の成分名が示されているが、購入者は、服用している医療用医薬品名と照らし合わせて判断することが難しい場合がある。薬剤師や登録販売者は、ナシビンMスプレーの購入者に積極的に関わり、必要な情報を伝え、使用が適切であるかを確認することが重要である。
- パーキンソン病治療薬で選択的モノアミン酸化酵素B (MAO-B) 阻害薬であるセレギリン塩酸塩(エフピー OD錠2.5など)は、併用禁忌の薬剤が多く、一般用医薬品にも該当する薬剤がある。薬剤師は、セレギリン塩酸塩を服用している患者、家族および介護者に、一般用医薬品を含む他の薬剤を服用・使用する際は薬剤師に相談するようあらかじめ説明しておき、定期的に併用薬を確認することが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル  
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）  
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhrc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。